

ハピテラス 車両通行規則図面

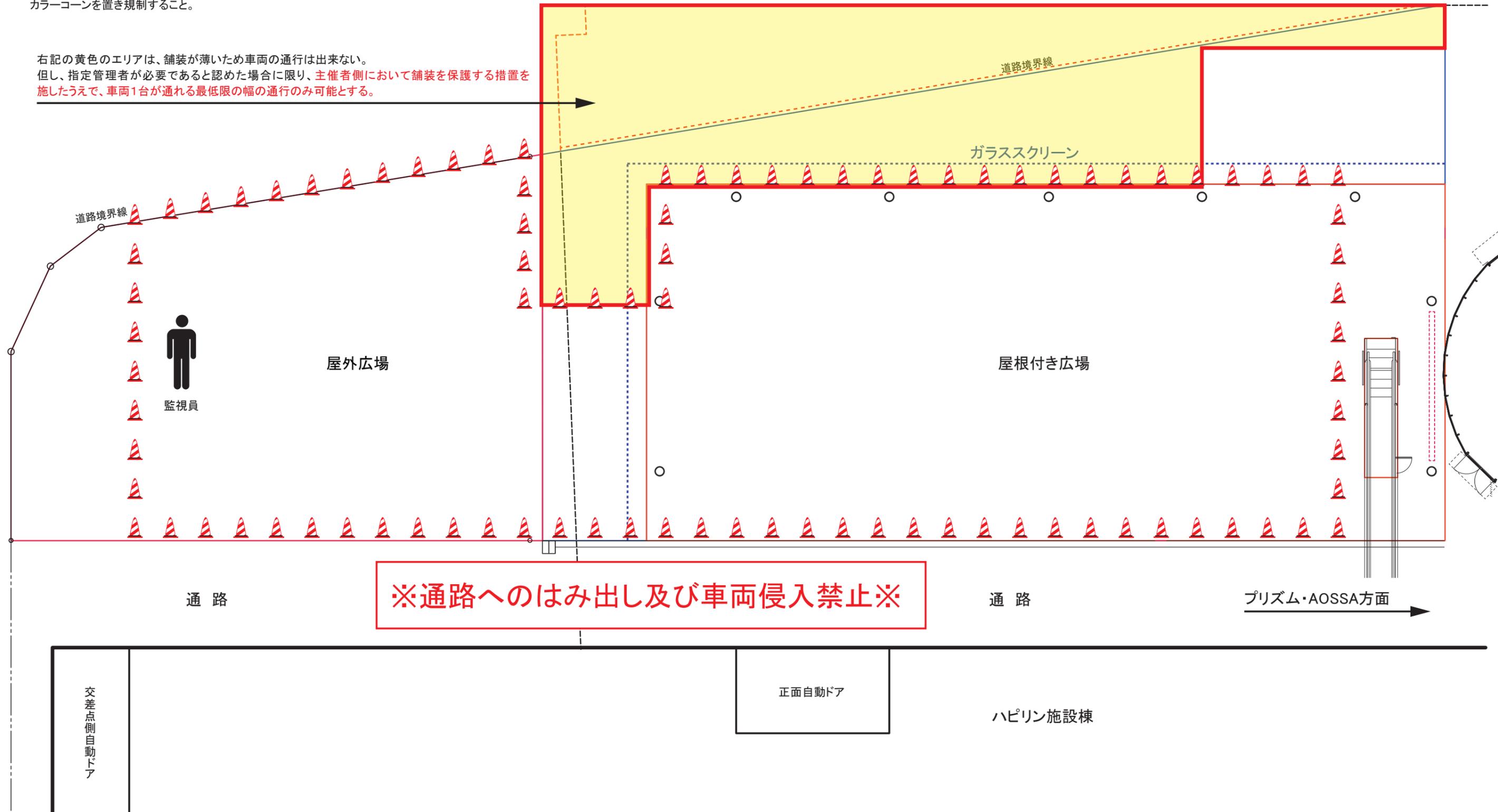
※搬入出・設営・撤去など準備・撤収の段階では、当図面を参考にカラーコーンとバーを用いて歩行者の侵入を規制することとする。特に車両侵入口となる屋外広場側は、厳重に規制すること。
また、指定管理者の判断により規制エリアを変更する場合、主催者側は速やかに指示に従い安全に作業が行われるよう努めること。

※車両の移動時は徐行(10km/h以下)で走行すること。

※スクランブル交差点側の車両侵入口に常に監視員を一人以上置き、車両侵入・退出の際は部分的に規制を解除し歩道・交差点・駅前広場の歩行者への注意喚起と監視を怠らないこと。

※車両の出入りが頻繁な場合、スクランブル交差点側のポラードは開けておく事ができるが、代替としてカラーコーンを置き規制すること。

右記の黄色のエリアは、舗装が薄いため車両の通行は出来ない。
但し、指定管理者が必要であると認めた場合に限り、主催者側において舗装を保護する措置を施したうえで、車両1台が通れる最低限の幅の通行のみ可能とする。



バスターミナルエリア

西口駅前広場

テラス屋根ライン

道路境界線

ガラススクリーン

道路境界線

屋外広場

屋根付き広場

監視員

通路

※通路へのはみ出し及び車両侵入禁止※

通路

プリズム・AOSSA方面

交差点側自動ドア

正面自動ドア

ハピリン施設棟